

二〇〇四年度夏学期日本史学特殊講義レポート

「大陸と日本をつなぐかすがいとしての渤海」

40085 太刀岡勇氣

はじめに

渤海は、新羅や唐との交渉に消極的だった日本にとって、八世紀交流のあった唯一の国である。渤海はその滅亡後複数の国家に分割され、また独自の歴史記録を残さなかったため外から見た資料しかない。そのため戦後あまり研究されてこなかったが、近年重要な考古学の発掘成果のために研究が盛んになった。そこで、渤海とはどのような国であったのか、交流目的の変化、日本への渡航ルート、渡航の目的などをさまざまな要素を検討し、渤海が日本との交流の中でどのような役割を果たしたのか考えていきたい。

第一章 渤海の歴史

まず簡単に渤海の歴史を振り返っておくと、渤海は則天武后の登場による内政の混乱をみて辺境地区で起こった李尽忠の反乱に乗じて、元高句麗の將軍で靺鞨人である大祚榮が現在の吉林省敦化県地方を根拠地にして自らを震国王と称したことに始まる。その建国当時（六九八年）は唐の征討を受ける不安定な状況であったため、唐への対抗上突厥に使者を送り保護を求め、その強大な影響下におかれることになる。突厥に対抗するだけでも精一杯だった唐は、七一三年に「渤海郡王」に任命することで、唐の朝貢冊封体制下組み入れる懐柔策をとったので、渤海はその後唐と突厥への両属外交によって保全と発展を図っていくことになる⁽¹⁾。七一八年には最初の「遣唐使」を派遣したが、同時に年号「仁安」を建てるなど自立の方向性を示し、唐との関係が悪化した。七二七年に最初の遣日本使を派遣し、その滅亡までに三十三回（一回正式な使者かどうか疑わしいものがあるが、それを加えれば三十四回）派遣された。その後の東アジアの情勢の変化で、朝貢関係をとる必要のなくなった渤海が関係を対等なものに改めようとしたため一時緊張状態にもなったが、渤海側が貿易の利を取って妥協したため関係は続いた。日本は八四〇年以降唐にも使者を送らなくなり、新羅との関係は断絶していたので唯一正式な外交関係を保っていたのが渤海だった。最盛期には中国東北の吉林省を中心に、黒龍江省・遼寧省、朝鮮民主主義人民共和国北部、ロシア共和国沿海州にまたがる広大な地域を版図としたが、その後安史の乱以降衰退していた唐は朱全忠によって九〇七年に滅ぼされ、朝鮮半島では王建が高麗をたてて九一八年に半島統一を成し遂げるといふ東アジアの情勢の変化とともに、高麗につく勢力があらわれ内部で分裂状態になった渤海は、契丹の耶律阿保機が九一六年につくった強力な国家につけいられ九二六年滅亡した。

第二章 日渤海交流の性格変化

第一編 渤海使派遣の目的

日本と渤海の国交は、七二七年国書と方物をたずさえた渤海使が日本に来航し、翌年日本の送使を伴って帰国したことに始まったといわれている⁽²⁾。最初の遣日使は当時まだ

辺境地域であった出羽の国に到着したため蝦夷に殺され、わずかに二十四人中八人が保護されるのみという大変な門出であった。そこまでして日本に使者を派遣したのには当時の東アジア情勢が大きくかかわっている。そのころ渤海は、七二六年渤海の北方に位置する黒水靺鞨部が渤海の領内を無断で通過し唐に通行したという事件をきっかけにして唐とのあいだで問題を起こし、山東半島の登州を襲い刺史を殺したため、唐新羅の連合軍によって制裁を受けるといふ危機的状况にあった。(3)南北を敵対する勢力にはさまれた渤海は、東方の日本に政治的な同盟関係を求めたのである。これを具体的に検証するために、「続日本紀」神龜五年正月甲寅条に収められた第一回渤海国書を見ておこう。

「天皇御中宮。高齋徳等上其王書并方物。其詞曰。武藝啓。山河異域。国土不同。延徳風猷。但増傾仰。伏惟大王。天朝受命。日本開基。奕葉重光。本枝百世。武藝忝当列国。濫惣諸蕃。復高麗之旧居。有扶余之遺俗。但以天崖路阻。海漢悠々。音耗未通。吉凶絶問。親仁結援。庶叶前經。通使聘隣。始乎今日。謹遣寧遠將軍郎將高仁義。游將軍果毅都尉徳周。別將舍航等二十四人。齎狀。并附貂皮三百張奉送。土宜雖賤。用表獻芹之誠。皮幣非珍。還慚掩口之諂。主理有限。披瞻末期。時嗣音徽。永敦隣好。」

「啓」、「伏惟」や「武藝忝当列国。濫惣諸蕃。」の列国を日本とみて、「日本を上国と認め、甘んじて日本の藩国となる」(奈良文化と唐文化 王金林 p102) ことを示したという説もあるが、それはおそらく違うだろう。上に述べたように渤海はこの頃東アジアのなかで非常に不利な立場に置かれており、日本を唯一の頼みにしていた。そのため日本の機嫌を損ねないように、下手に出て国書を送ってきたとみるべきだろう。「列国」は唐のことであり、唐に朝貢する国同士という対等な関係を言いたかったのだろう。また「結援」「隣好」の部分が示すように、同盟関係を結んだり、貿易を行ったりすることを対等の立場で求めるところにあったのだったのだろう。

第二編 日本側の反応

渤海では国家の危機を救ってくれる対象として日本を捉えていたのに対し、日本側では「復高麗之旧居」という部分や「啓」文の形式から、新しくできた国が日本に朝貢してきたという程度の認識しかなかった。渤海は偉大な国家であった高句麗を復活させたという誇りを持って高麗の継承国であるといっているのに、日本はかつて朝貢していた国というイメージしか高句麗に対して持っていなかったのでそこに誤解が生じた。あくまで渤海は対等な同盟関係を求めたのに、日本側は渤海を下に位置付けたことが、後まで両者のあいだで対立点として残ることになる。

第三編 新羅征討計画

六七六年に朝鮮半島を統一した新羅は、日本を同じ唐に朝貢する国として対等な関係を望んだので先例通り下に見る日本と対立した。八世紀にはいると対等に扱って欲しいという姿勢をより鮮明に表してきたため、無礼であるとして使節を放還し、一部強硬派によつ

て新羅征討が計画されたほどだった。(資料一) 一時仲麻呂が権勢を振るっている時代に実際に船までつくり年を限って征討の計画が立てられたこともあった(資料二)が、実際には征討が不可能であることを悟っていたのか、ついには征討計画は絶えてしまう。(この二つの事例において征討計画を立て、それをあきらめると神を頼りにすることは一緒であり、ここに日本は神の国であり、外敵から守ってくれるはずだとする神国観が表れている。)

国際的な視点から見ると、この征討計画に渤海が関与していた可能性が濃厚であり、新羅と敵対関係にあった渤海が日本と新羅の対立関係を利用して日本を味方につけ、自らも対立していた新羅を討つてしまおうと考えたのだろう。そしてそれが中止されたのも、日本の情勢が変化(仲麻呂の失脚)したのと同時に渤海の情勢も変化(この時期に国王に任ぜ新羅と対等な関係に立った)したので、新羅を討つというまた唐に制裁を加えられるような危険を冒す動機が希薄化してしまったからだろう。

資料一

続日本紀天平九年(七三七)条

二月己未。遣新羅使奏す。新羅国常礼を失し、使の旨を受けず。是に於て五位已上并びに六位以下の官人惣三十五人を内裏に召し、意見を陳せしむ。

丙寅。諸司意見の表を奏す。或るもの曰く、使を遣わして其の由を問はん、と。或るもの曰く、兵を發して征伐を加へん、と。

四月乙巳。使を伊勢神宮・大神社・筑紫住吉八幡二社及び香椎宮に遣わして、幣を奉り以つて新羅無礼の状を告ぐ。

資料二

続日本紀卷二天平宝字三年(七五九)

九月壬午。造船五百艘、北陸道諸国八十九艘、山陰道諸国一百四十五艘、山陽道諸国一百六十一艘、南海道諸国一百五艘、並逐閑月营造、三年之内成功、為征新羅也。

同六年十一月壬寅。遣使奉幣於天下群神。

第四編 渤海の対日姿勢の変化

当初渤海は日本を新羅や唐の脅威に対抗するための同盟国にしようとしていたため、対等な関係を望んでいた。また東アジアの緊迫した情勢を受けて派遣される大使も一回から五回まで武官だった。三代王大欽茂の時代になると唐との関係は一貫して安定し、七六二年には「渤海国王」に昇格したため新羅を討つ必要がなくなった。ますます朝貢の形式を取る必要のなくなった渤海が対等の関係に修正しようとするなかで起こったのが、第七次渤海使壱万福来日の際の国書問題である。宝龜二年(七七二)六月来日の際の国書が「今省来書、頓改父道、日下不注官品姓名、書尾虚陳天孫僭号。(中略)又高氏之世、兵乱無休、為仮朝威、彼称兄弟。方今大氏曾無事、故妄称舅甥。於礼失矣。」であるという理由で国書・

贈り物を返却するという強硬な態度に出たため「臣等帰国、必応有罪」である耆万福は焦り、「改修表文、代王申謝」することでその場をおさめた。この後は日本が外交使節到着国の国司または大宰府が国書の写しを取ってそれを太政官に送らせ、太政官が国書が朝貢形式になっているかどうかを見て、上京させるか放還にするか決めることにする強硬策（4）に出たため、渤海は貿易の利を重く見て朝貢形式を取ることにした。このように渤海側が妥協したことにより今後問題は起きていない。また六回目以降遣日本使が文官に変わったことや、使者が一〇五名に固定されていることもあわせて考えると日本との同盟関係をあきらめ、交易が目的になったことがわかる。その証拠に、渤海滅亡の直前に新羅諸国（新羅・高麗・後百済のいわゆる後三国）に使者を送って救援を求めたのに、日本には求めていない。国家の危機において、これほど交流のあった日本に助けを求めないところからも、日本を同盟国としてではなく、単なる貿易の相手としか考えていなかったことがうかがえるだろう。

第三章 日本と渤海の交易の実際

第一編 大陸からもたらされた文物

渤海からもたらされたのは貴族が愛用していた貂や大虫（虎）の毛皮などの皮革製品や蜂蜜・人参などの自然採集品が中心である。この他貞観元年（八五九）正月頃能登国に來航した渤海使によってもたらされその後八二四年間も用いられた宣明曆、貞観三年にもたらされた「尊勝咒諸家集」や「佛頂尊勝陀羅尼記」といった仏典などの大陸文化は日本の文化に大きな影響を与えた。さらに唐經由で南海産の玳瑁で作られた盃や麝香もたらされ、日本からも聖徳太子の「法華義疏」・「勝鬘經義疏」が伝えられ唐まで伝わるなど、新羅との対立によって航海が危険になり財政難もあわさって途絶えがちになっていた唐との文化の交流の中継貿易の役割も果たした。日本からは絹・緇・綿・糸などの繊維製品、黄金・水銀・漆・海石榴油・水精・念珠・檳榔の扇などが輸出された。

このような貿易だけでなく、一九四九年に発掘された「渤海貞恵公主墓碑」や一九八〇年に発掘された「渤海貞孝公主墓碑」の優れた駢儷文をみれば明らかのように、渤海は非常に高度な漢文学の水準に達しており、渤海使の入京毎に鴻臚館で歓迎会が開かれ、漢詩の贈答会が行われたことも重要である。特に最後の五回は裴頌・裴瑋親子が大使を務め、菅原道真・淳茂親子とそれぞれ親交を深めた。同じ漢字文化圏の国々として漢詩の交歓会は当時の外交の必須要素であり、日本で当時有名だった文士がこぞって出席した。このように外交官には文学的素養が求められたことも、平和外交に移るにつれ大使が文人になったことと関係があるのだろう。そして日本側の文士もその影響を多く受け日本文化の洗練に寄与したにちがいない。

第二編 渤海使の構成

遣日使の構成が具体的に分かる咸和十一年閏九月二十五日付渤海国中台省牒案によれば、構成は以下ようになっていた。

使頭―副使―大判官―小判官―大録事―中録事―小録事―訳語二人―史生二人―天文生―首領六十五人―梢工二十八人(全部で百五人)

さらに「類聚三大格卷十八天長五年正月二日太政官符」給食上の区分に従うと録事と訳語、品官と首領、首領と梢工のあいだには明らかに差があり、使頭から録事までの幹部グループ、訳語から天文生までの実務官人グループ、首領、梢工の四つのグループに分かれることが分かる。使頭は大使のことであり、上に述べたように一回から五回の遣日使は全て武官であったが、交易が中心になると文官に変わった。副使はその補佐役で、判官は三等官、録事は書記官、訳語は通訳、史生はさまざまな雑事を担当し、天文生は航海の際にその科学的知識を生かして航路を定めるのが仕事であり、梢工は乗組員である。これらの役割についてはほとんど異論がない。しかし一行の大部分を占める首領の役割・身分についてはよくわかっていない。これを検証するためには、渤海の行政制度を見ておかなければならない。渤海は唐の律令制を模範としてその行政制度を作ったので中央には三省六部をおき、地方には道州郡県をおいて主要地には五京を定めた。(5)(表一)

渤海	唐
中央 三省六部制	
政堂省 宣詔省 中台省	尚書省 門下省 中書省
六部	六部
地方 道州郡県制十五京制	
十五府(要所に五京)	
六十二州	
百余県	
(但し均田制は採用されない)	

表一 渤海と唐の行政制度

このような行政制度をつくったものの渤海はとても広大な国家だったので地方にまではそれほど手が回らず、旧来の在地首長を首領としてそのまま支配権を与えることでとりあえず支配下におさめることに成功した。(6)貿易に参加した首領の数が六十五人であり州の数と近く、主要な輸入品が畜産物・農産物・水産物・鉱産物などの自然資源中心だった(第一編参照)ことから、一州一人程の代表者が各地の特産品を持ち寄って貿易に参加していたと見る見方(鈴木靖民氏説)や、人数が膨大(全体の六割をしめる)なことからそれより上位の実務官人を補佐する官人も混ざっていたとする説(石井正敏氏説)がある。

特産品をもっていく人がそれほど数必要とも思えないので、やはり上級の官人を補佐する官人や、船の運航にかかわる梢工を指揮する官人も首領のなかに混ざっていたと見るほうが自然であろう。

第三編 渡航の時期とルート

渤海使はほぼ同じ時期に来ていた。弘仁五年を境に前半は十月上旬から十一月中旬、後半は十二月中旬から三月上旬に来ることが多かった。前半の場合入京後は正月朝賀に参加することが多く、後半の場合は五月の節会に参加することが多いという特徴がある。これはそのことが義務づけられていたためであるという説（田島公氏説）がある。

ルートには諸説あり、季節風の観点から言えば前半が北西の季節風の吹き出しを利用したもので、後半は真北の季節風を利用し一気に日本海を横断したというものであるという説（上田雄氏説）がある。これに対してはじめは陸地沿いに航行して日本海のもつとも渡りやすいところ（サハリン―北海道の付近）を通過してやってきたと考える説（奥田淳爾氏説）、北西の季節風とリマン海流にのり朝鮮半島沿いに南下したあと、対馬海流に流されて日本海側のどこかに漂着したのではないかとする説（日下雅義氏説）もある。奥田氏の説は対馬海流とリマン海流に逆行する形になるので現実には困難であり、最近では逆に考えて帰国の際に使われたのではないかという説（稲垣直氏説）も提唱されている。

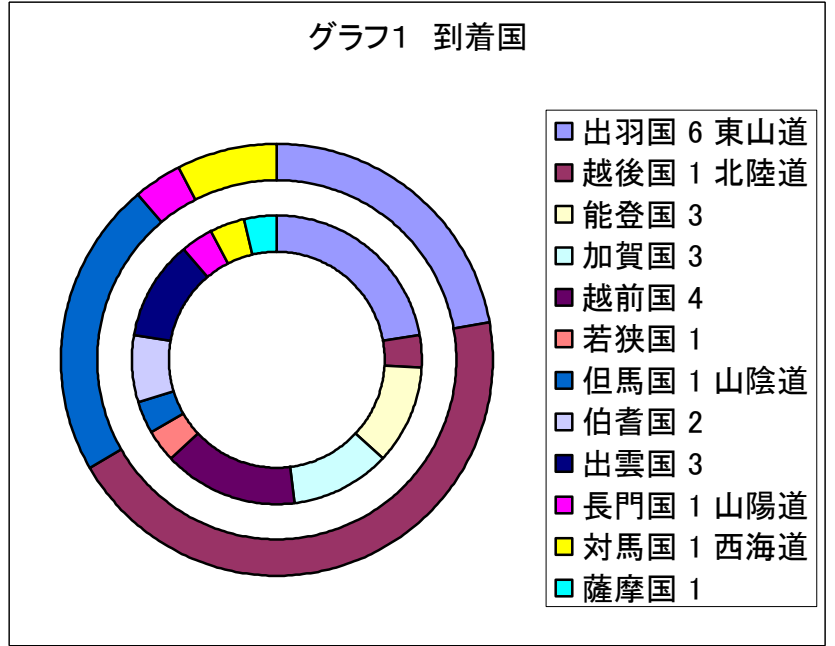
はじめの頃は北西の季節風の吹き出しを利用して一気に日本海を渡り日本に到着するルートを選んでいたので九月下旬から十月下旬頃に出発していたが、その後新羅との関係が改善しより安全な朝鮮半島沿いのルートが通れるようになったために、真北の季節風が吹き出す十一月下旬から二月中旬頃に出発するようになったのではないだろうか。

出発地はポッシェット湾 or 清津でほぼ同じだが、風任せの航海だったため日本海各地のいろいろなところについた。到着地については編を改めてみていきたい。

第四編 到着国

靺鞨系の人々は正式な渤海と日本の国交成立の前から蝦夷地を中心に貿易を行っていたらしく、小樽市周辺の遺跡から靺鞨系の遺物がたくさん見つっている。このように昔は蝦夷地に到着することが多かったらしい。正式な使者の到着国に関して分かっている部分についてグラフにまとめたのがグラフ1であり、これをみると北陸道が圧倒的に多く、出羽国や山陰道につくことも多かったことが分かる。大まかに言うと、八世紀は東日本、九世紀は西日本につくことが多かったようである。（表二参照）これは上に述べたように新羅との関係が改善し、朝鮮半島に沿って航海してから日本海を横切るようにしたため、東に流される分が減ったからだろう。

グラフ1 到着国



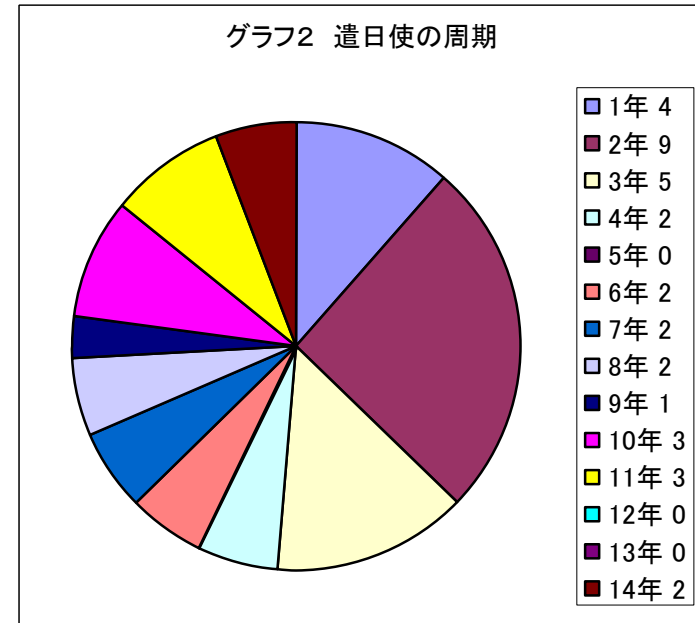
本来日本としては外国からの使節は大宰府に着くのが望ましく、一時は北路来朝を禁止した(7)が、守られなかったため大宰府に誘導することをあきらめ能登国に客院を置いた。(後述)

第五編 来日周期

渤海使は日本に対して朝貢する公式の使なのだから、そう頻繁にくるものではないはずである。しかしグラフ2にまとめたように一年二年三年ごとにきたのが全体の半分近くあり、朝貢使としては異常である。

回次	来着年月日	大使	人数	到着地	処置	滞在期間
1	727.9.21	高斉徳	24	出羽	入京	7
2	739.7.13	己珎蒙		出羽	入京	7
3	752.9.24	慕施蒙	75	越後	入京	8
4	758.9.18	揚承慶	23	越前	入京	5
5	759.10.18	高南申		対馬	入京	4
6	762.10.1	王新福	23	越前	入京	5
7	771.6.27	壱万福	325	出羽	入京	8
8	773.6.12	烏須弗	40	能登	放還	12
9	776.12.22	史都蒙	187	越前	入京	5
10	778.9.21	張仙寿		越前	入京	4
*	779.9.14	高洋粥		出羽	公使に非ざるか	3
11	786.9.18	李元泰	65	出羽		5
12	795.11.3	呂定琳	68	出羽		6
13	798.12.27	大昌泰				4
14	809.10.1	高南容			入京	6
15	810.9.29	高南容			入京	4
16	814.9.30	王孝廉		出雲	入京	6

表2 渤海使来航



17	817.?	慕感徳			放還	?
18	819.11.20	李承英			入京	2
19	821.11.13	王文矩			入京	2
20	823.11.22	高貞泰	101	加賀	放還	6
21	825.12.3	高承祖	103	隠岐	入京	5
22	827.12.29	王文矩	100	但馬	放還	4
23	841.12.22	賀福延	105	長門	入京	4
24	848.12.30	王文矩	100	能登	入京	4
25	859.1.22	烏孝慎	104	能登	放還	5
26	861.1.20	李居正	105	隠岐	放還	4
27	871.12.11	楊成規	105	加賀	入京	5
28	876.12.26	楊中遠	105	出雲	放還	6
29	882.11.14	裴頰	105	加賀	入京	6
30	892.1.8	王亀謀	105	出雲	放還	6
31	894.12.29	裴頰	105	伯耆	入京	5
32	908.1.8	裴頰		伯耆	入京	5
33	919.11.18	裴璆	105	若狭	入京	7

当初渤海側から使節派遣の間隔を定めて欲しいという要請が出され（延暦十五年（七九六）に遣渤海使が持ち帰った国書）、交渉の結果天長元年（八二四）に一紀に一度の来航を許すことに決着した。しかし渤海側から言い出したのにもかかわらず制定直後の天長三年に早くも年期違反の使者が来日し、これを右大臣藤原諸嗣が、「実は商旅、不足隣客」と非難し、国費を無駄に使うだけであるから帰国させるべきだと主張したが、受け入れられず、入京を許すことになった。

その後もたびたび年期違反を犯して来日し、三分の一程度は放還になっている。放還になるリスクを犯しても来る背景には、朝貢貿易における莫大な利益もさることながら、もし放還になったとしても北陸圏に十分民間に売りさばけるだけの市場が発達していたためだろう（後述）。事実放還になっても入京が許されても滞在期間は変わらない。日本を有力な市場と見なす渤海と、渤海がもたらす珍しい文物に目のない日本人という両者の利益の一致があったのだろう。

本来律令国家において朝廷が必要な物を買付けた後に、民間での適正な価格での貿易を許すという原則が定められていたが、実際には守られていなかった。日本人が大陸のもたらすものを珍重するということは新羅との貿易の時にも問題化していたことだが、渤

海との貿易においてもそれはまったく同じである。それを示すのが「類聚三代格」巻十八天長五年（八二八）正月二日の官符である。

一、応充客徒供給事

一、応修理船事

一、応禁交関事

右、蕃客齋物、私交関者、法有恒科。而此間之人、必愛遠物、争以貿易。宜嚴加禁制莫令更然。若違之者、百姓決杖一百、王臣家遣人買、禁使者言上。国司阿容及自買、殊処重科。不得違犯。

一、応写取進上啓牒事

第三条によれば民間人のみならず、それを取り締まるはずの権門勢家・国司までもが貿易に参加しているありさまだったらしい。国司が貿易に参加している一因には、接待の費用の地元負担が非常に大きかったことが挙げられよう。そこで、地元にはどのような負担が求められたのか見ていきたいと思う。

第六編 渤海使の来日と地元の負担

前に挙げた官符の第一条・第二条にあらわれているように、食料や船の修繕費用は基本的に地元の国の負担とされた。特に多くの渤海使が当初から来日した北陸の諸国（8）では負担もそれだけ大きかった。主な負担には滞在の食料負担（①）、入京させず帰国させる際の絹といった贈り物（②）、帰国の際の船の修繕・新造の費用（③）、客院の建設や道路の修繕といった費用（④）が挙げられる。これらを一つずつ見ていくことにしよう。

①の食料負担であるが、「延喜式」主税上には「渤海客の食法」が規定されており、一日に大使・副使は稻を各五束、判官・録事は各四束、史生・訳語・天文生は各三束五把、首領・工は各二束五把を支給する規定になっていた。これをたとえば、先に示した咸和十一年の「中台省牒案」にみえる一行のメンバー構成、すなわち使頭（大使）一人、副使一人、判官二人、録事三人、訳語二人、史生二人、天文生一人、大首領六五人、梢工二十八人で計算すると、一日あたり二八〇束が支給されたことになる。越前国に來航した場合は約三か月（九〇日）ほど滞在しているので、単純に計算すれば二万五二〇〇束の負担となる。（「福井県史通史編1 p573」）

次に②の贈り物に関してみると入京した場合に比べて当然量は少ないとしても相応の贈り物が贈られたようである。そしてこれが上に述べたように一種の貿易になっており、放還された際の渤海使の保険になっていたようである。

③に関しては、「三大実録」元慶七年（八八三）十月二十九日条に「勅令能登国禁伐損羽咋郡福良泊山木、渤海客着北陸道岸之時、必造還船於此山、任民伐採、或煩無材、故子禁伐大木、勿妨民業」とあるように、北陸道來着の際は能登国より出港されることが決まりこれも地元の負担とされた。渤海使は来日の際によく船を破損したからその修繕費用や修復不能の場合の新造費用の負担も非常に重かった。

さらに北陸諸国には北路来朝が許された後④の負担も加わり、「日本後紀」延暦二十三年（八〇四）六月庚午条に「勅、比年渤海国使来着、多在能登国。停宿之处、不可疎陋。宜早造客院。」とあるように、能登国に客院を造ることが決まり、その建設費用維持費用も多くの地元負担が求められた。また「三大実録」元慶七年（八八三）正月二十六日条によれば、「令山城・近江・越前・加賀等国、修理官舎・道橋、埋瘞路边死骸、以渤海・客可入京也、下知越前・能登・越中国、送酒・宍・魚・鳥・蒜等物於加賀国、為劳饗渤海客也」とあり、渤海客を迎えるための官舎道橋を修理し、道端の死骸を片付けるようにという指示が、京への通り道の山城・近江・越前・加賀の諸国に出された。このように饗応・道路修繕の費用は国司の負担でなされたから、その負担も大きかった。このことが国司の貿易参加を促していたのである。

補論 松原客館の機能

地方の負担④でみた客院に関してその機能を見てみよう。その例として松原客館をあげて検証してみよう。松原客館は有名ではあるもののどこにあったかよくわかっていない（9）。文献上に表れるのも「延喜式」雑式に「凡越前国松原客館、令氣比神宮司檢校」とあるのが唯一である。この他に「松原客館」が文献に表れたものがある。それが以下の資料であり、「扶桑略記」延喜十九年（九一九）十二月二十四日条に、「十一月二十五日条 右大臣（藤原忠平）奏渤海客事所定行事、可遷若狭安置越前、及可令人京事、」とあるのを受けて、「右大臣令邦基朝臣奏若狭国申遷送越前国松原客館客徒一百五人并隨身雜物等解文」とあり、渤海客が松原客館に移されていることから、この松原客館は松原客館のことではないかと推測され、古くからあった松原駅（10）に松原客館が併設されていた、あるいはごく近くにあったため松原客館と呼ばれていた可能性が高い。さらに、同条の続きを見てみると、「客状中云、遷送松原客館、而閉封門戸、行事官人等無人、況敷設薪炭更無儲備者、仰宜令切責越前国、急令安置供給者」と苦情が出るほどのひどい状況であったことが分かる。松原客館が普段は使われない渤海客接待の専用施設「松原客館」だったからこそ、このように荒れ放題になってしまったのではないか。

それでは、松原客館はいつ頃作られたのだろうか。「続日本紀」宝龜七年（七七六）九月十六日条に「始置越前国氣比神宮司、准従八位官」とあるのでこれ以降であることは確実であろう。能登に客館をつくるように勅令が出た延暦二十三年（八〇四）六月二十七日（前編参照）ころ同時に造られたのではないかという見方もある。おそらく渤海使が北陸道に來航することが増え、帰国する際には能登国の福良津から渡航することが決まった九世紀後半には、交通の要衝であった松原の地（11）に松原客館が完成していたのではないだろうか。（12）

ここで客館の性質に関して一つの注目される見解がある。古来「客館」を「ムロツミ」とよんでいたことが知られているが、栗原薫氏は「ムロツミ」のうち「ムロ」は「もろ」と相通じ、「室」つまり外とは隔絶された別の世界を表すと言う。また紀伊国牟婁郡の「牟

婁」や日向国諸県郡の「諸」のように、「むろ（もろ）」には辺境の地ですでに開化された土地とは異なる特別地域の意味もあった。「むろ」とは人が勝手に入ることを拒否する地であったとするのである。そして「つ」は「之」、「み」は「見」、のことであり、「むろ」が隔離された特別な地（さらには辺境）であるならば、「ムロツミ」とは、蕃国より渡来した使者の役所・建物を意味するという（栗原薫『もろこし』と『から』の名について）「日本上古史研究」七―三）という説を唱えている。松原客館は民間人の自由な出入りを禁止し、一般社会から隔離された領域であったことが分かる。ここから松原客館をつくった目の一つは民間人が参入して思うように輸入品を買い付けることのできない国家が、民間人の立ち入りを禁止して貿易を独占することにあったことが分かる。

また松原客館を「検校」したがなぜ気比神宮だったのかという問題もある。それに関して参考になるのは、松原遺跡の発掘成果であり、櫛川町の別宮神社前の浜堤では、鎮火儀礼が行われたとみられる遺構が見つかっている。鎮火儀礼は渤海使が蕃国からもたらす「異士の毒気」ケガレを入京前に祓うためのものだろう。そして、その役割が気比神宮に期待されていたのだろう。（13）蕃国からもたらされたケガレを都に持ち込ませず浄化する施設として客館が存在していたのである。（14）松原客館は国家が貿易を独占するために民間人から隔離するという目的をもっていたのと同時に、すぐに入京させずに滞在させている間に蕃国から来た渤海使のケガレを祓う役割も期待されていたのである。

まとめ

古来日本において大陸文化は朝鮮半島を通じて伝来した。しかし、八世紀になると朝鮮半島を統一した新羅がそれまでのように朝貢形式の外交を拒んだため、朝鮮半島ルートで入ってくるものが少なくなった。また航海の危険や朝廷の財政難、唐の衰退などがあって遣唐使も次第に送られることが少なくなり、唐に使者を送ることによる直接的な文化吸収も途絶えがちになった。そこで、渤海のもたらす大陸の文物が珍重されるようになった。その玄関口であったのが日本海側諸国であり、そのなかでも北陸道の諸国は重要な役割を果たした。もちろんその負担は大きかったが、貿易の利はそれを上回るものだったのだろう。また渤海が貿易の利を求めて朝貢形式を取る事に妥協したことは、日本の貴族たちの華夷思想を支えることにつながった。日本は渤海を蕃国に位置付けケガレ視していたが、その優れた漢文学水準を認めており、同じ東アジアの漢字文化圏の一員として、漢詩の交歓という文化交流も行われた。国家レベルでは日本が上で渤海が下であることが求められたが、個人と個人の間では対等な友好関係が結ばれたのであった。

さらに、内向する貴族が「出て行く外交」から「待つ外交」に変化し、国際社会から取り残されるのをかろうじて取り持ったのも渤海であった。実際安史の乱の情報も渤海から初めてもたらされたのである。渤海使は頻繁にやってきたのでそのもたらす情報は新鮮であり、東アジア情勢を把握する上でその持つてくる情報は欠かせないものになっていた。

このように八世紀以降孤立化の傾向を強めた日本に物・文化・情報をもたらし、切れそうになっていた大陸とのあいだを取り持つかすがいの役割を渤海がしたからこそ、かろうじて大陸とつながっていられたといえるのではないだろうか。

注

(1) 建国の様子は「旧唐書」巻一九九下列伝一四九下(北狄・渤海靺鞨伝)・「新唐書」巻二一九列伝一四四(北狄・渤海伝)にみえる

(2) 「続日本紀」養老四年(七二〇)正月丙子条に「遣渡嶋津輕津司從七位上諸君鞍男等六人於靺鞨国、觀其風俗。」とあることによりこの靺鞨国を渤海とし、この日本から派遣された使者に応える形で来日したという説もあるが、当時の外交に積極的でなかった貴族が、

新しくできた国に対して使者を送るとは考えられず可能性は低い。またそうであればつきりと朝貢形式を要求したと思われるが、「第一回渤海国書においては朝貢を表明しているとはとうてい考えられ」ない（日本渤海関係史の研究 p284 114）のだから、この点から見ても可能性は低いだろう。

(3) 一連の流れは以下のようになる。（日本渤海関係史の研究 p304）

(イ) 開元七年（七一九）、大武藝が唐より渤海郡王に冊封される。

(ロ) 開元十年（七二二）、黒水靺鞨が唐に遣使する。ついで十四年（七二六）、唐は黒水府を置く。

(ハ) 武藝は、黒水靺鞨が渤海領内を無断で通過して唐に通じたことを怒り、かつ黒水靺鞨と唐が共謀して渤海を攻めるものと疑い、弟の門藝らに黒水靺鞨征討を命じる。

(ニ) 門藝は、黒水を討つことは唐に背くことであると諫めたが、武藝は従わず。

(ホ) 門藝は、黒水との境界にいたり、書を以って再び諫める。武藝は、これに怒り門藝の殺害を図る。

(ヘ) 門藝が、唐に亡命する。唐は、門藝に左驍衛將軍を授ける。

(ト) 武藝が、唐に遣使して上表し、門藝の誅殺を請う。

(チ) 玄宗は、門藝を安西に遷し、武藝には、門藝を嶺南に送ったと返報する。このとき渤海使馬文軌らを唐に留め、帰国させず。

(リ) 武藝は、門藝が嶺南に向かわなかったことを知り、再び上書して、唐の虚偽を誇り、重ねて門藝の誅殺を請う。

(ヌ) 玄宗は、秘密漏洩の罪により、鴻臚少卿李道邃らを左遷する。また門藝を暫く嶺南に向かわせこれを武藝に返報する。

(ル) 開元二十年（七三二）、武藝は將兵を遣わして登州を襲い、刺史を殺す。

(ヲ) 玄宗が、門藝に出兵を命ずる。また新羅にも派兵を命じる。唐と新羅とは渤海を攻めるが失敗する。

(ワ) 武藝はさらに刺客を派遣して門藝殺害を図るが失敗する。

(カ) 開元二十五年（七三七）、武藝が卒し、その子欽茂が嗣立する。

(4) 「続日本紀」宝龜四年（七七三）六月戊辰条に烏須弗が来日した際の日本側の対応が見える。

今能登国司言、渤海国使烏須弗等所進表函、違例无礼者。由是、不召朝廷、返却本郷。但表函違例者、非使等之過也。涉海遠来、事須憐矜。仍賜祿并路粮放還。とあり、縁海国司に国書開封権が与えられ、文書の形式が規定を満たしていない場合は放還されるという厳しい対応が取られたことが分かる。（この際に後に述べる北路来朝の禁止も同時に出された）

さらに「続日本紀」宝龜十年（七七九）十月乙巳（九日）条

「勅大宰府、新羅使金蘭孫等、遠涉滄波、賀正貢調。其諸蕃入朝、国有恒例、雖有通状、更宜反復。府宜承和研問来朝之由、并責表函。如有表者、准渤海蕃例、写案進上、其本者

却付使人。凡所有消息、馭伝奏上。」ここで渤海蕃例といっているのが上に述べた外国からの使節に対する新しい対処法で、これ以後、より強い上下関係を文書の上で示すことを新羅にも求めていくことになる。新羅はそれを嫌って日本との交渉を止めてしまったが、渤海はそれを受け入れることで交渉を継続した。

(5) 「新唐書」卷二一九列伝一四四北狄・渤海伝

(6) 鞆鞆主要諸部が唐への入貢をやめる(「冊府元龜」卷九七四外臣部)の記事により渤海国内の独立な勢力が渤海政府の支配化に入ったことが分かる

(7) 「続日本紀」宝龜八年(七七七)正月癸酉(二十日)条

遣使問渤海使史都蒙等曰、去宝龜四年、烏須弗帰本蕃日、太政官処分。渤海入朝使、自今以後、宜依古例向大宰府、不得取北路来。而今違此約束。其事如何。と詰問され、発自弊邑南海府吐号浦、西指对馬嶋竹室之津。而海中遭風、着此禁境。失約之罪、更無所避。と必死に弁解して許されている。このことから渤海使に対して北路来朝が厳しく禁止されたことが分かる。

(8) 実際、若狭・越前国に限ってみても渤海との交流に関係をもったのは全三十三回中十六回ある。それらの場合分けすると四つに分かれる。(番号は表二参照)

一 渤海使の入京待ちの費用を負担する場合(3、4、6、9、24、27、29、33)

二 入京させずに帰国させる際にその負担が求められた場合(20、25)

三 入京後帰国する渤海使の帰国待ちの費用、帰国費用を負担した場合(8、15、16、21)

四 渤海使の帰国に伴う送使の出港または帰国の際に越前国を通過した場合(1(遣渤海使)、5)

(9) 松原客館と松原駅が近くにあった可能性が高いとすると、気比の松原地区が比定される。現在の海岸線と違って、古代の海岸線は現在の敦賀高校前の道路あたりといわれているが、一つ目は、その復元された敦賀湾において松原駅を入江の南側の最奥部にあたる三島の洪水堆積性微高地上に、松原客館を入江の西にあたる近世の松中村の砂丘・浜堤上に、それぞれ推定するもの(南出真助「古代敦賀津の中世的変容」『人文』二四)である。このように松原客館を敦賀湾の西側に求める見解が多い。しかし、北陸道の松原駅の近くに客館があったとすると、この説は従来の北陸道の駅路のルートからみて、遠回りになること、また客館が「検校」した気比神宮からやや離れた位置になるといった難点もある。

一方「延喜式 雑式」の「凡越前国松原客館、令気比神宮司検校」という規定から、松原駅を今の気比神宮の近くとし、松原客館は最も景勝の地を選ぶはずだから、今の金ヶ崎神社の鎮座する金ヶ崎の地ではないかとする説もある(蘆田伊人「北陸道古駅路新考」『歴史地理』八三―一)。また千田稔は、気比神宮の西に「館出口」「館ノ腰」という小字名を見いだし、「館」の小字名の付近を比定地としている(千田稔「埋れた港」)。このように松原客館を今の気比神宮近くとする説もある。しかしこの説には現在のこの松原の地名が気比神宮の近くでなく、やや離れて存在するという難点がある。(福井県史 pp583、584)

(10) 各地から京へ至る道は中央と地方の緊密な連携のもとに地方を支配したり、庸・調を運ぶために欠かせないものとして律令国家の成立とともに早くから整備された。しかしながら山陽道・東海道・東山道の整備が優先されたため北陸道の整備は遅れ、その完成は持統期を待たなければならなかった。主要幹線道路には駅馬を常備させ地方との連絡手

段を確保する駅馬の制がしかれ、そのなかで松原駅が設置され、特に交通の要衝として重視されるようになった。(「延喜式」兵部省諸国駅伝馬によれば)

若狭国駅馬 弥美・濃飯各五疋

越前国駅馬 松原八疋、鹿蒜・淑羅・丹生・朝津・阿味・足羽・三尾各五疋

伝馬 敦賀・丹生・足羽・坂井郡各五疋

とあり松原だけ特別扱いされていることが分かる。

(11) 近江から北陸に入るルートは大きく分けて二つある。一つ目は琵琶湖の北部高島郡今津町から西へ進み、石田川をさかのぼって水坂峠を越え、北川に沿って若狭に入るルート、二つ目はマキノ町海津から北上して敦賀平野に至るBルートがあった。(図都への貢納経路福井県史通史編1 p419) 古くから利用されたのは最古の地図である行基図によるとAルートらしいが、越前国に入る主たる官道はBルートだったようである。このメインルート二つの交差する地が松原である。

(12) 松原駅は海陸の交通の要所だったため、国司などが駅を利用するのが頻繁で、渤海使が利用するのはそれに比べれば稀だったため、「客館」というよりは「駅館」とよばれたのだと思われる。(福井県史 p586)

(13) これに関連して想起されることは、加賀国の気多神社(石川県羽咋市寺家)とそこから八〇〇メートルほど離れた場所に発見された寺家遺跡との関係である。寺家遺跡の「祭祀地区」と命名された地点では土壙に祭祀物を捧げて火を焚き、外から運び込んだ山土で焼土を覆うという祭祀行為の反復が認められ、それは「延喜式」神祇にみえる鎮火祭の祝詞を彷彿とさせるものである。そして祭料に藁が計上され、焚火儀礼を伴うことが確認できる国家的な祭祀は、鎮火祭など六例を数えるが、その主体は宮城四隅疫神祭、畿内

堺十处疫神祭、蕃客送堺神祭などの疫神防遏の祭祀である。(浅香年木「古代の北陸道における韓神信仰」『日本海文化』六、同「古代の能登国気多神社とその縁起」『寺家遺跡発掘調査報告』二)(福井県史 p586)

(14) 八七二年に京都で咳逆病が流行した時、人々が前年に加賀国に到着した渤海の使節団が「異土の毒氣」を持ち込んだせいだと噂し朝廷が建礼門の前でお祓いして毒氣を追放しようとした(中世日本の内と外 p21) というのも、ケガレを都に近づけたくない、もし入ってきてしまったら早く追いつきたいという貴族たちの浄穢意識の表れであり、渤海使節が持ち込むケガレに対して貴族たちがかかり神経質になっていたということが分かる事例である。

参考文献

- 「日本史学特殊講義資料」
「中世日本の内と外」
第一章 自尊と憧憬―中世貴族の対外意識
「日本渤海関係史の研究」石井正敏 吉川弘文館
全般的に参照した
「古代対外関係史の研究」鈴木靖民 吉川弘文館
序論古代対外関係史の視角 二日本律令国家と新羅渤海―四渤海の国政と日本
第一編対外関係の展開 四奈良時代における対外意識
第二編対外関係と新羅渤海 五渤海の首領に関する基礎研究
(一)「続日本紀」朝鮮観
(六)渤海使の来航
(七)付庸国観の溯源
「福井県史通史編1原始・古代」福井県
第四章 律令制下の若越
第三節 都につながる北陸道
第五節 奈良・平安初期の対外交流
「福井県史資料編1」福井県
「海外視点日本の歴史 ④遣唐使と正倉院」ぎょうせい
新羅と渤海 石井正敏
「境界の日本史」山川出版社
第一章 日本海の島々と靺鞨・渤海の交流 小嶋芳孝
小論 日本と渤海・靺鞨との交流 酒寄雅志
「奈良文化と唐文化」王金林 六興出版